

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会安房分科会

乗合バス事業については、平成 14 年 2 月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび安房分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和 5 年 6 月 1 2 日

千葉県バス対策地域協議会安房分科会
(事務局：安房地域振興事務所企画課内)
電話 0 4 7 0 (2 2) 7 1 3 3

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表

分科会名：安房分科会

協議年月日：令和5年5月16日

| 協議路線 | | | | 関係 市町村 | 分科会における協議結果 | 備考 |
|--------------|-------|-----------------------------|----------------------------------|-----------|--|----|
| 事業者名 | 路線名 | 起点・終点 (経由地) | 協議申出内容 (実施予定年月日) | | | |
| 日東交通 株式会社 | 鴨川市内線 | 仁右衛門島入口・ 誕生寺入口 (天津駅前) | 国県補助を受けて 運行を維持 (令和5年10月1日) | 鴨川市 | 生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市(鴨川市)の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間 令和5年10月1日～令和6年9月30日) | |

令和 6 年度地域間幹線系統確保維持計画

事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

| No. | 事業者名 | 系統名 | 起点・終点 (主な経由地) | 1. 目的・必要性 | 2. 定量的な目標・効果 | 3. 目標を達成するために行う事業(生産性向上の取組を含む) | | |
|-----|----------|-------|-------------------------|---|---------------------|---|-----------|-------------------------|
| | | | | | | 取組内容 | 実施時期 | 実施主体 |
| 3 | 日東交通株式会社 | 鴨川市内線 | 仁右衛門島入口・誕生寺入口 (天津駅前) | ・沿線住民の亀田病院等の医療機関への通院 ・沿線の職場への通勤やJR駅の利用、各学校への通学 | 令和5年度と比較して収支率1%以上改善 | 【その他】 JRダイヤ改正に合わせて運行計画の変更を検討するとともに、利用者の動向の把握に努め、ニーズに沿った運行計画を検討する。 | 令和5年10月以降 | 日東交通株式会社 |
| | | | | | | 【広報】 タウン誌や市広報紙にバス利用を促す記事を掲載する。 路線バスにおける新型コロナウイルス感染対策について、必要に応じて、市ホームページ等への記事掲載により、取組の周知を図る。 | 令和5年10月以降 | 鴨川市、日東交通株式会社 鴨川市 |
| | | | | | | 【その他】 公共交通の乗り方教室やPRイベントを実施する。 | 令和5年10月以降 | 鴨川市、日東交通株式会社 |

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。(例: 病院への通院、 への買い物、 学校への通学等に必要である)
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。